

# 「地域子ども・子育て支援事業」に 係る量の見込みについて

平成26年度第1回八尾市子ども・子育て会議  
(第1回子ども・子育て支援事業計画策定部会)

平成26年4月17日

# 1. 事業計画で定める内容について(前回の資料より)

子ども・子育て支援法では、市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」において、

- ・教育・保育の量見込みと、実施しようとする教育・保育の提供体制を確保する方策の内容、その実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量見込みと、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保する方策の内容、その実施時期

を定める必要があります。

なお、算出にあたっては、国・府から示される『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(大阪府版)』における標準的な算出方法を踏まえ検討を行います。

## 【教育・保育給付】

平成27年から平成31年度の計画期間の各年度における

- 幼稚園や保育所、認定こども園などの「教育・保育施設」の量の見込み
  - 小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の量の見込み
- をニーズ調査の結果を踏まえ算出

前回の会議で、希見込み量を設定するための各区分についての希望率の考え方(事務局案)が適当か検討を行いました。

## 【地域子ども・子育て支援事業】

平成27年から平成31年度の計画期間の各年度における

- 時間外保育事業(延長保育)、子育て支援短期支援事業、一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり、その他)、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業に係る量の見込みを算出

今回の会議で、各事業の見込み量の考え方(事務局案)について検討を行います。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

### 【地域子ども・子育て支援事業とは】

- ・市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、「子ども・子育て支援事業計画」に従って事業を実施するもの。
- ・利用者支援事業など13の事業がある。各事業の概要や本市の実施状況等は参考資料の通り。
- ・なお、13事業のうち、見込み量の設定が必要な事業は、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を除く11事業。

### 【地域子ども・子育て支援事業の見込み量設定のイメージ】

地域子ども・子育て支援事業 (〇〇区域)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人 (10ヶ所)	3000人 (10ヶ所)	3000人 (10ヶ所)
②確保の内容	3000人 (10ヶ所)	3000人 (10ヶ所)	3000人 (10ヶ所)
②-①	0	0	0
▲▲事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み			
②確保の内容			
②-①			

以降5年目  
まで記載

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」では、

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。量の見込みを定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ること。

# 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について(続き①)

## 【国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」における参酌基準】

事項	内容	見込み量算出の手引き内容
一 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案し、当事業の量の見込みを算出。子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから例えば複数の中学校区に1ヶ所などを目安として、箇所数を設定。
二 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	対象となる家庭類型・・・タイプA,B,C,E(5歳以下) 認可保育所利用者のうち利用希望時間が18時以降のもの割合で算出。
三 放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。	対象となる家庭類型・・・タイプA,B,C,E(5歳児のみ) 放課後の時間を過ごさせたい場所の問いに対し、放課後児童室を選択したものの割合で算出。
四 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	全ての家庭類型を対象。(5歳以下) 泊りがけの預け先に回答したもののうち、ショートステイを選択、仕方なく子どもだけで留守番させたを選択したものの割合、利用意向日数で算出。

# 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について(続き②)

## 【国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」における参酌基準】

事項	内容	見込み量算出の手引き内容
五 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	ニーズ調査によらず推計。
六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	ニーズ調査によらず推計。
七 地域子育て支援拠点事業	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	全ての家庭類型を対象。(2歳以下)地域子育て支援拠点事業の利用状況で、利用していると今後利用したいを選択したものの割合・利用意向回数で算出。
八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。)を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり 1号認定・・・タイプC,D,F。 幼稚園・認定こども園を選択し、不定期の預かりの利用を選択した割合・利用意向日数により算出。</li> <li>2号認定・・・タイプA,B,C,E。 2号認定のうち、学校教育の利用意向が強いものの割合・利用意向日数で算出</li> <li>●その他 全ての家庭類型を対象。(5歳以下)不定期の預かり(従来の一時預かり、トワイライトステイ、ファミサポの預かりを含む)の利用意向割合・日数で算出。</li> </ul>

# 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について(続き②)

## 【国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」における参酌基準】

事項	内容	見込み量算出の手引き内容
九 病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。一法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性のある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。二利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	対象となる家庭類型・・・タイプA,B,C,E(5歳以下) 保護者が病気の際に仕事を休んだ人のうち、保育施設を利用したい、保育施設・ファミサポを利用した、仕方なく子どもだけで留守番させた人の割合、利用意向日数で算出。
十 子育て援助活動支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	一時預かりに含まれる就学前児童の利用、病児病後児保育事業のような利用、就学児童の利用に区分して算出。
十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	ニーズ調査によらず推計。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方について(続き③)

以上の考え方を踏まえ、

- ・見込み量設定が必要な事業のうち、  
時間外保育事業(延長保育)、子育て支援短期支援事業、  
一時預かり事業(幼稚園における 在園児を対象とした一時預かり、その他)、  
病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業、  
利用者支援事業、放課後児童健全育成事業は、ニーズ調査の結果を活用し算出。これまでの実績等を踏まえどのような見込み量とするか、今回の会議で検討いただく。

※なお、ニーズ調査の結果を活用した算出にあたっては、前回の会議でも説明した「家族類型・潜在家族類型」を使用。

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業は、ニーズ調査によらず推計し算出。算出した数値について、ご意見をいただく。



ニーズ調査結果に基づく見込み量および実績に基づく見込み量は資料2を参照。